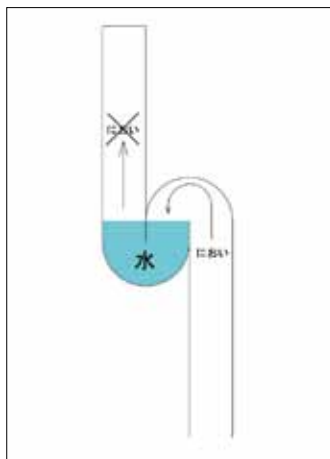


皆さんこんにちは。2回目の掲載になりました「なぜなに？げすいどう」。皆さんが思う下水道についての疑問を解消できればと思っています。

さて、今回ご紹介するのは…下水の「におい」についてです。

昔はくみ取り式のトイレがメインでしたからとてもおいしかったですよね。しかし最近では、下水道や合併浄化槽の普及でトイレや家庭排水の「におい」も減ったと思います。山口県平均でも汚水処理人口普及率は85%を超えています。それだけ住みやすい街になったということですね。（周防大島町では61・4%）

さて、なぜ下水道から「におい」がしないかということ…トラップと呼ばれる仕組みがあるからなんです！トラップとは臭気トラップとも呼ばれ、台所やトイレ、お風呂でも同じ仕組みで「におい」が出ないようになっているのです。図のよう



に排水管を曲げたり、囲い水で栓をすることで直接排水管の「におい」が出てこないようになっているのです。

また、流した先は、処理されるまで地中を通りますので、「におい」が出てくることはありません。点検孔はありますが、密閉されており、普段は開けることはないので、「におい」に悩まされることはありません。

最近では、くみ取り式のトイレは、「におい」があり、和式のトイレが多く、使いたくない・使えないという若い人が多いと聞きます。また、高齢になってくると和式トイレでは不安、介護する側でも洋式のトイレでないと出来ないという声も聞こえてきます。

家の排水について見直したいな…と思ったら、お近くの排水設備指定工事店（※）にお問い合わせいただくか、役場下水道課までお問い合わせください。

なお、下水道の処理区域に入っていない地域では、合併処理浄化槽の補助等がありますので役場下水道課にご相談ください。

※下水道等へ接続する配管等は、町から認可を受けた工事業者でなければ工事できません。

■問い合わせ

下水道課 下水道班

☎0820(79)1014

下水道整備工事を行っています

現在、久賀・大島処理区の下水道整備工事を行っています。

この工事は、久賀・棕野・三蒲・小松地区の図で示した範囲に下水道を整備するための工事です。工事に伴い、各地区の道路で通行止めもしくは片側交互通行等の交通規制を行います。

また、該当地区内では測量を行ったり、各家庭に必要な公共ますの設置について、役場職員または業者が説明のため訪問させていただくことがあります。

皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、訪問する業者については、身分証明書を携帯しています。

■問い合わせ

下水道課 下水道班

☎0820(79)1014

